

運輸業等原油価格高騰対策支援事業

～コロナ禍における原油高騰の影響を特に受けている市内運輸業の皆様に対する助成事業を創設しました～

対象業種

- ①法人においては市内に本社を有し、「一般貸切旅客自動車運送事業」、「一般貨物自動車運送事業」、「貨物軽自動車運送事業」のいずれかの許可もしくは届け出を行い市内で事業を行っている事業者
- ②個人においては市内に住所を有し、①に掲げる許可もしくは届け出により、市内で事業を行っている事業者

補助対象

上記①②の事業者の事業用として市内の本社、営業所付けで登録及び届け出された車両（令和4年9月1日時点で登録・届出済みの車両）
※①②の業種の事業用の緑ナンバー・黒ナンバー車で
普通車：1・2・3ナンバーの事業用車両
小型車：4・5ナンバーの事業用車両（軽自動車含）
8ナンバーについては大きさ、排気量等による
ただし、被けん引は除く

補助金額

普通車：1台あたり**70,000円**
小型車（軽自動車含）：1台あたり**30,000円**
上限1社あたり**700,000円**

必要書類

- (1) 中小法人等の方は履歴事項全部証明書の写し、個人事業者等の方は本人確認書類の写し
- (2) 事業実態のわかる書類（直近の決算書、確定申告書等の事業収入が確認できる書類の写し）
- (3) 事業所の市内での所在が分かる書類（経営・営業許可証、事業届書、履歴事項全部証明書等の写し）
- (4) 対象車両の所在がわかる書類（自動車検査証、運輸局への事業用自動車の登録の届出書等の事業用車両とわかる書類の写し）
- (5) 振込口座の通帳の写し

事業詳細・様式データ取得については
市のホームページをご覧ください

<https://www.city.unnan.shimane.jp/unnan/sangyou/jigyousyamuke/genyukakakukoutoushien.html>

ホームページ
はこちら→



■事業の申請受付期間 **令和4年12月28日まで**

本件に関するお問い合わせ先：雲南市 商工振興課 TEL0854-40-1052
〒699-1392 雲南市木次町里方521-1 3階